



国立大学リスクマネジメント情報

2024(令和6)年11月号

<https://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

大学でのハラスメント

ハラスメントの対策や防止は、法律も整備される等、その防止や解決は重要な課題です。大学や研究機関でのハラスメントも、毎月のようにネットニュースで取り上げられます。

本号では、大学でのハラスメントについて、ニュース報道や日本学術会議の記録やアンケート調査を紹介します。

1. ニュースに見る大学でのハラスメント

本誌では、毎号、Web上の大学関連ニュースをまとめた「大学リスクマネジメント NewsPickUP」を載せています。ハラスメントに関するニュースは、残念ながら毎号のように掲載されており、2021年10月～2024年9月分までの掲載件数は94件です。教職員による学生や教職員へのハラスメントで、それに対して行われた懲戒処分や損害賠償も報じられています。大半を占めるのが教員による学生へのハラスメントです。

その内容は、性関連、威圧的行為、人格権侵害、指導の拒否といったもので、セクハラ、アカハラという用語が用いられています。教員から教員に対するハラスメントでは、パワハラが用いられることが多いようです。

年月	ニュースの内容	誰から誰へ
2022年3月	○大学は、アカハラで准教授2人を懲戒処分したと発表。一人は、4人の学生に対し他の学生の前で「人間のクズ」などの人格を否定するような発言を繰り返し、また、卒業論文で使用する研究データにアクセスできないよう妨害。もう一人は、出席しているにもかかわらず未受講扱いにする不当な成績認定を行ったほか、授業とは関係のない自身の膨大な研究作業を要求した。	教員→学生
2022年7月	○大学の男性教授が、20代の女子学生にセクハラ行為をしたとして、停職5か月の懲戒処分。教授は依願退職した。女子学生は教授のゼミ生で、昨年6月30日、学内のハラスメント相談員に5月から6月にかけて教授から複数回セクハラ被害を受けたと訴えた。大学が設置した調査委員会は、ほかのゼミ生からの聞き取りなどからセクハラ行為を認定。	教員→学生
2023年3月	○大学は、学生にアカデミックハラスメントをしたとして准教授2人をそれぞれ停職4か月とけん責の懲戒処分。停職4か月を受けた准教授は、博士課程を希望する女子学生に指導を放棄するような言動を繰り返し、女子学生は研究室を移り、研究分野の変更を余儀なくされた。けん責の懲戒処分を受けた准教授は、男子学生2人に暴言を吐き、1人は適応障害、もう1人はうつ状態となった。	教員→学生
2023年12月	○大学大学院研究科の教授が2022年12月、指導する学生に対し、おとしめたり、人格を否定したりするような発言をするなどハラスメントにあたる行為をしたとして停職2か月の懲戒処分。教授はさらに、学生が2023年1月に大学側にハラスメントの申し立てをしたのを知り、学生に直接取り下げるよう働きかけていたという。	教員→学生
2024年2月	○大学の大学院生対象の教育プログラムで、助教らが複数の女子学生にセクハラ行為などを繰り返していたことがわかった。大学は2023年1月、プログラムを履修した女性から相談窓口に連絡があり、調査を実施。調査の結果、2016～2018年を中心に、「女子学生を会食に誘う、特定の学生の写真を執拗に撮る、LINEを尋ねる」といったセクハラを含むハラスメント行為があったことが判明。加害側として助教4人の名前が挙がり、少なくとも女子学生4人が被害に遭った。助教4人は調査開始前に任期切れで退職し、処分に至らなかったが、大学は教育プログラムのホームページに謝罪のコメントを掲載した。	教員→学生



2024 年 5 月	○大学の学生が、指導教員の立場にあった女性准教授から性行為を強要されるなどのハラスメントを受けたとして、准教授と大学を相手取り計750万円の損害賠償を求めた裁判で、学生と大学の間で和解が成立した。内容は、大学が2017年3月から2019年5月までの間、准教授による学生との多数回の性交渉を事実と認め、学生に謝罪するというもの。大学が学生に解決金100万円を支払う義務があることも認めている。准教授は性交渉を認めず、学生との訴訟は続いている。	教員→学生
2024 年 8 月	○大学は、教員が指導していた女子学生と性的関係を継続して、セクシャルハラスメントとアカデミックハラスメントを行ったとして懲戒解雇処分にしたと発表。女子学生はすでに卒業していて、教員は既婚者だという。大学は、教員は学生が強く意見することが困難な立場であることを十分に考慮することなく、性的関係を結び、継続し、学生の研究活動に関する意思決定過程に不当な影響を及ぼしたとしている。2024年1月、学内のハラスメント相談窓口で相談があり、ハラスメント防止委員会に対し、ハラスメントの認定を求める申し立てがあった。その後、ハラスメント防止委員会での審議でハラスメントが認定された。	教員→学生
2023 年 9 月	○大学の女性講師が上司の教授から「講師のレベルでない」「英語が貧弱」と叱責されたり、無断で私物を廊下に出されるなどのアカデミックハラスメントを受け、大学にもアカハラを否定されたため、うつ病を発症したとして、労働基準監督署が労災を認定していたことがわかった。労基署は女性から提出された音声データなどを基に「教授がミーティングで講師の発表を再三妨げるなど同僚の面前で攻撃的な発言があった」「業務の目的を逸脱した精神的攻撃が複数回あった」と教授のパワハラを認定。また、教授のパワハラと教授のパワハラ発言が相談後も繰り返されるという大学の不適切な対応の結果、女性がうつ病を発症したと認定。女性は、大学と教授に対して計330万円の損害賠償を求め地裁に提訴。	教員→教員
2024 年 2 月	○大学の教授が2021年8月から9月にかけて、助教に対して生徒がいる前で強い口調で指導したり、叱責したりしたほか、打合せのために長時間予定を空けるよう指示し、助教が研究室を離れられないようにするなどパワハラ行為をしたとして戒告処分。助教が2022年6月に学内の調査委員会へ申し立てをしたことで被害が発覚した。助教はその後、大学を退職。	教員→教員

2. 大学のハラスメントについて

日本学術会議第一部法学委員会「ジェンダー法分科会」は、ハラスメントにかかる諸課題について審議し、日本において様々な領域におけるハラスメントを根絶するために必要な法政策や対応について議論を深めることを目的として、2023 年6月に公開シンポジウム「大学・職場・議会のハラスメントを根絶するー国際比較をふまえて」を開催しています。

そのシンポジウムの成果を中心として記録した「大学・職場・議会のハラスメントについて」が作成、公開されていますので、その内容の一部をご紹介します。

日本学術会議 HP:

公開シンポジウム「大学・職場・議会のハラスメントを根絶する ～国際比較をふまえて～」

<https://www.scj.go.jp/ja/event/2023/340-s-0611.html>

日本学術会議 記録

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/>

大学・職場・議会のハラスメントについて

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/1-20230904-7.pdf>

(1)大学の権力構造とアカデミックハラスメント

記録では、大学は、教育・指導を主たる業務とし、構成員間に一般社会と異なる権力関係が生じる事から、ハラスメント被害を生み出しやすい環境にあると指摘して、次の2つの関係におけるハラスメントについて分析します。



① 教員と学生・院生およびそれに準ずる者との関係におけるハラスメント

教員による学生・院生との関係は教える/教えられるという非対称な権力関係があり、この権力は、学問の自由(憲法 23 条)によって自由と自律が高度に保障される大学にあっては、教員個人の裁量の余地が大きく、濫用される危険がある。

② 教員・研究者間のハラスメント

教員・研究者間においても、上位者から若手・下位の研究者に対しても同様の権力濫用の危険性があり、自由な学問の精神と個人の自律性を尊重する大学環境においては、上位者の裁量が多い。また、研究者の社会が、大学組織と「研究者集団」(学会や研究会、その他のネットワーク)の二重構造を成していることから、若手のキャリアと研究環境は二重の危険にさらされている。

大学の基本である学問の自由には、教授の自由が含まれるが、それが認められるのは学生が教授内容を批判する能力を有することが想定されており、教員は、学生等に対して、人格を尊重して、自由、闊達なコミュニケーション空間を自覚的に創出し運営することが求められ、ハラスメント行為に「無自覚」であることは、研究・教育活動において優位な力関係に立つ者には許されない、としています。「十分な教育・指導を受けていない」ネグレクトは、コミュニケーション空間を生成しない状態となります。

大学は、教授の自由に伴う職責の促進、ハラスメントの防止の意識啓発、役職者への研修、ハラスメント対応の整備を実施する義務があるとしています。

(2) ハラスメントに対する大学・学術の対応

1999年の改正雇用機会均等法の施行以降、ハラスメントに対する法律や規則が整備され、大学に対する通知や各種調査が行われて来たことが述べられています。

近年の動向としては、2022年4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」では、初等中等教育段階での教育職員等の児童生徒性暴力等を禁止し、その指針において、公立学校の教育職員等による児童生徒等への性暴力は、原則として懲戒免職処分とするなど、厳正な懲戒処分を行う必要がある旨が規定されています。

これを踏まえ、文部科学省は全国の大学・高等専門学校に対して、
2022 年7月 22 日「学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等に対する措置について」(高等教育局国立大学法人支援課長通知)

「学生に対するセクシュアルハラスメントを含む性暴力に対する措置について」(高等教育局大学振興課・専門教育課・私学部私学行政課事務連絡)

で、行為者の厳正な処分及び再発防止の徹底に確実に取り組むよう依頼し、成績評価や単位認定を行う立場にある大学等の教員は学生に対して優位な立場にあることにも留意の上、「懲戒処分基準の見直しや懲戒解雇処分を含めた厳正な対応」を求めたとしています。

2022 年 11 月 22 日付高等教育局長通知「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について」は、全国の大学・高等専門学校に対し、詳細な取組の観点を示し、例えば、指導教員又は研究室の変更、第三者の監視や複数教員による指導体制の下での指導継続など、学生が自身の学修や研究を継続できるような教育研究上の配慮に努めることなどが具体的に示されているとしています。この通知を踏まえ、2023 年6月、文部科学省は、国立大学を対象に、具体的な処分規定の有無や公表の基準、教員採用段階において学生に対する性暴力等を原因とする過去の懲戒処分歴を確認しているかなどについて取組状況の調査を行ったとしています。

そして「まとめ」として、大学におけるセクシュアルハラスメント対応は、教育関係における防止を直接の対象とする法律はないまま、職場で求められるハラスメント対応が拡充されるに伴い、文部科学省の指導のもと、各大学が自律的に進めてきており、大学間の格差が大きいと考えられる。アカデミアにおける優越性や権力関係について、実態調査と理論的研究を進展させ、効果的な予防体制を構築することが急務である、としています。



<参考> (キャンパス・ハラスメントネットワークの HP へのリンクです。)

文部科学省(高等教育局国立大学法人課長)

[「学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等に対する措置について\(通知\)」](#)

(2022 年 7 月 22 日)

文部科学省(高等教育局長)

[「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取り組みの推進について\(通知\)」](#)

(2022 年 11 月 22 日)

3. 大学におけるハラスメント防止体制の現状と課題—日本学術会議アンケート調査結果を中心に—

前項で紹介した記録では、2023年8月に公表した「大学・研究機関における男女共同参画推進と研究環境改善に向けた提言」の内容について掲載していますので、本号でもその内容の一部をご紹介します。

提言「大学・研究機関における男女共同参画推進と研究環境改善に向けた提言—日本学術会議アンケート調査結果を踏まえて—」

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/kohyo-25-t351-1-abstract.html>

(本項の図表は全て上記より引用しています。)

(1) 大学のハラスメント防止対策

- ・すべての大学でハラスメント防止対策方針の周知を行っている。
- ・教員を対象としたハラスメント防止研修を行っている大学等は(57%)
- ・全学生に対するハラスメント防止や相談方法について教えている大学等は(43%)
- ・ハラスメント被害調査については調査委員の研修を行っているは(34%)
- ・調査期限が明示されているのは(8%)
- ・大学等でハラスメント相談を推奨しているのは(97%)だが、
「ハラスメント被害にあうのは、被害者の責任ではないことを周知している」大学等(34%)
相談者・行為者のプライバシー保護のための措置を定めていると答えた大学等(35%)と
全体の3分の1となっている。

(2) 大学等における被害把握認識と相談の現状

- ・受理したハラスメントの相談の相談者は事務職員では圧倒的に女性が多いが、教員・学生・大学院生等では男女の相談件数が拮抗する。
- ・また、懲戒処分が出されるケースは少なく、嚴重注意等が多く、処分未定のまま終結したケースも少なくないとしています。

【図表 3-1】(機関調査Ⅱ) 実態把握状況			
2017 年度に対応した ハラスメント案件		女 性	男 性
2017 年度に新たに受 理されたハラスメン ト相談案件の相談者 (人)	学生	305	273
	大学院生	108	114
	大学教員	130	132
	事務職員	131	40
2017 年度に最終処分 が出たハラスメント 相談の結果 (件)	懲戒処分	53	
	嚴重注意等	128	
	処分未決定	21	

(3) ハラスメント被害の現状

- ・大学・研究機関に属する者のハラスメント被害経験は(41%)
- ・女性の被害経験率は民間調査と比べても際立って高く、ハラスメント被害経験があると回答した女性は(56%)にも達し、男性(30%)に比べて2倍に近い。
- ・男女とも最も多い被害はパワーハラスメントで、次に多いのがアカデミック・ハラスメントである。
- ・男性に比べて女性の被害率が高いのはセクシャルハラスメントで、女性(31%)に対し男性(5%)
- ・妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントは、女性(19%)に対し男性(3%)
- ・ジェンダーハラスメントが女性(20%)に対し男性(1.7%)
- ・性犯罪が女性(5%)に対し男性(0.2%)



(4) 研究者の認識

- ・「ハラスメント防止体制が十分に機能していると思うか」について、男性では肯定的回答(57%)で否定的回答(31%)を大きく上回っている。
女性では肯定的回答(42%)、否定的回答(47%)で女性側の不満感が高い。
性別を決めていない・答えない人の不満感(58%)でもっと高い。
- ・ハラスメント研修の義務化や教育への組み込み、プライバシーを侵害しない程度でハラスメント事案を学内で公表することについては、男女とも(8～9割)が賛成している。
- ・ハラスメント問題の解決方法としては、男女とも、「同僚、友人と相談した」という回答(男性47%)、(女性60%)が最も多く、大学のハラスメント相談を利用した者は男性(20%)、女性(25%)である一方、利用しなかった(17%)という回答も多い。
- ・利用しなかった主な理由は、「真剣に対応してもらえないと思った」「報復が怖いと思った」「人間関係が壊れると思った」
- ・「誰にも相談しなかった」(男性27%)、(女性19%)で男性に多く、男性のハラスメント被害者は周囲からより孤立しがちであると推測できる。
- ・「ハラスメント相談を受ける気力がなかった」は男女とも(20%)
- ・ハラスメント被害からの自衛手段として活動を制限する傾向が見受けられる。
ハラスメントを避けるために「職場であまり発言しない」(女性35%)、(男性25%)、
「学会で発言しない」(20%、12%)、「懇親会に参加しない」(27%、15%)、「研究チーム、グループ、分野の変更」(17%、10%)といったものが女性の回答が高い。
- ・「ハラスメントを避けるために職場であまり発言をしない」と答えるのは、年代別では35～39歳が34%と最も高い。

<火災防止チェックリストを公開しました>

- ・ 研究室、事務室における火災防止のための基本的な項目をエクセルのチェックリストにしました。
- ・ 添付の解説書を読むことでなぜチェックが必要か理解できます。

各大学での点検等に是非ご活用ください。

入手はこちら ⇒ https://www.janu-s.co.jp/fire_accident.html



<大学マネジメントに役に立つ！>

情報誌合冊版 国立大学リスクマネジメント情報 2014.12-2021.12



<目次>

- I. ニュースから見た大学のリスク
- II. 国立大学と損害保険
- III. 国立大学リスクマネジメント情報
一冊 2,000 円(消費税込) 送料別

弊社 HP からお求めください。 <https://www.janu-s.co.jp/books.html>



2024. 10 月

大学リスクマネジメント News PickUp

<Web から大学（国立以外含む）関連ニュースを検索>

<大学の管理・経営>

10. 2 ○大学は教員として採用した准教授に対し、労働基準法で明示が義務付けられている就業時間や休日、賃金支払いの方法などを労働契約書面に記載せず、また、タイムカードなど客観的な記録での労働時間の把握も怠っていたとして労働基準監督署からは正勧告を受けていたことが明らかになった。教員は10年単位のプロジェクトに向けて採用されたとして長期雇用を期待したが、3年で雇い止めめにされたと訴えている。労働契約上の地位確認と未払い残業代の支払いを求めた訴訟が地裁で係争中。
10. 15 ○大学に国から交付された補助金について会計検査院が調べた結果、大学側は2018～23年度に落雷による電気設備の損傷といった損害回復のための費用として計約6800万円が必要となり、内閣府から交付された補助金計約4400万円を損害回復費用に充当した一方で、保険会社からは保険金計約5400万円を受け取り、約3100万円が過剰となっていたことがわかった。大学側は8月、受け取りすぎた補助金を内閣府に返還した。
10. 23 ○大学は、付属学校の教諭が上司に対し、抗議や過度の要求、脅迫的な文言を含んだ大量のメールとラインを送りつけて正常な業務運営を妨げたとして諭旨解雇処分。上司は精神疾患を発症した。
10. 31 ○大学の元講師が有期雇用契約が通算5年を超えたのに、無期雇用に転換されず雇い止めされたとして大学を運営する学校法人に地位確認を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁は、女性は無期転換の対象者ではないと判断し、無期転換を認めて雇い止めを無効とした二審判決を破棄、審理を差し戻した。大学教員任期法は「多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職」について5年を10年に延長する特例を設けている。介護福祉士の養成課程を担当していた講師がこの特例を適用される職だったかが争点だった。最高裁は、特例の趣旨は「教員の任期や雇用について、大学の実情を踏まえた判断の尊重」にあり、特例が適用される職に当たるのかの判断を「殊更厳格にするのは相当ではない」との初めての判断を示した。その上で、介護福祉士養成課程は、現場実習など実務経験を生かした教育研究が行われており「教員の流動性を高めるなど最新の実務経験や知見を不断に取り入れることが望ましい面」があり、特例が適用される職に当たると判断した。
10. 31 ○大学を運営する学校法人の新大学院設置構想のため、職を辞すなどして集まった研究者ら6人が突然の計画中止で雇用打ち切りを通告されたのは違法として、教授や講師としての地位確認などを求めた訴訟の判決で、地裁は、短期間の労働契約の成立や学校法人側にプロジェクトを打ち切る裁量があることを認め、原告の請求を棄却した。学校法人は21年3月に文部科学省に設置認可を申請、文部科学省から「警告」付きの審査結果が示されたことを受け、直後に認可申請を取り下げ、プロジェクトを終了させた。文部科学省が示した「警告」は「不認可」とは異なるが、判決は「明らかに厳しい意見である審査を踏まえプロジェクト終了を決定したのはリスクを避ける趣旨からも合理的」と認めた。さらに「プロジェクトは単独事業で原告らとの共同事業ではなく、中止判断は裁量に委ねられるべきだ」として学校法人の判断に違法性はないとした。

<事件・事故>

10. 9 元市職員が○大学キャンパス跡地などの土地区画整理事業の対象地区の地権者らの氏名や連絡先が記された写真や資料を知人3人に漏らしたとして、地方公務員法（守秘義務）違反などに問われた判決で、地裁は「市による買収が期待できる土地の情報を悪用し、転売利益を得ようとして行った」などと述べ、懲役2年6月を言い渡した。
10. 11 2022年に○大学病院で受けた手術で、誤って人工肛門を大腸ではなく胃に造設されて精神的な苦痛を受けたとして、患者の家族が病院を経営する大学に計660万円の損害賠償を求めて地裁に提訴。患者は、下行結腸がんを罹患し、22年8月3日に大腸に人工肛門を造設する手術を受けたが、13日の造影検査で胃に造設していたことが判明。その日のうちに再手術し、改めて大腸に人工肛門を設置した。最初の手術で別の医師が立ち会っていたにもかかわらず、十分な確認をしないまま手術をして医療ミスを引き起こしたと指摘。再手術までの約10日間、栄養補給がされず、患者の体力を極度に奪う結果となったとしている。再手術で快方に向かったが、下行結腸がんが2024年1月に亡くなった。今回の手術とは直接関係はないという。
10. 11 ○大学に、「大学に爆発物を設置した。10月11日午前11時5分に爆破する」という内容のメールが届いていた。大学は安全確保のため、11日午前中は職員や学生の入構を原則禁止した。
10. 23 ○大学は、11月2日と3日に予定している「○大祭」をめぐる、関係者と第三者に危害を加える内容の予告があったと発表。警察の指導のもと、可能な限り警備体制を強化し、○大祭を開催する。その上で、事件事故を防止するため手荷物検査を行うため、手荷物を最小限にして来場してほしいと呼びかけている。
10. 24 ○大学の警備員から「敷地内に角のあるオスのシカ1頭がいる」と警察に通報が入った。シカはオスで体長1.5メートルほどだった。大学は学生や教員、近くの小中学校などにシカの出没について連絡していて、通常通り開校する。現時点でケガ人などの被害はない。
10. 24 ○大学キャンパス内で、水道工事中に不発弾のような物体が発見され、一時キャンパスの一部への立ち入りが禁止されるなど騒然とした。大学は、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、多目的グラウンド周辺へは、安全が確認できるまで立ち入り禁止としていたが、その後、警察と自衛隊によって安全が確認されたとしてキャンパスの一部立ち入り禁止は解除された。



10. 26 ○大学構内の理学研究科の実験室で25日夜、火災が発生した。消防車など22台が出動し、周辺一帯が一時騒然とした。7階の有機合成化学実験室で、学生らが金属ナトリウムを処理する作業中に出火し、排気装置の一部や容器などが燃えた。当時、実験室には学生ら13人と助教がいたが、ケガ人はなかった。

<入試等関連>

10. 12 ○大学の元受験生の女性28人が、女性の点数を一律で減点されたのは不当だと訴えた裁判で、最高裁は上告を受理しない決定をし、大学側に支払いを命じた判決が確定した。二審の高裁は、控訴した元受験生の女性のうち、15人について大学側に合わせて約2080万円の支払いを命じたが、9人が上告していた。
10. 18 ○大学は、10月12日に行われた令和7年度入学者の選抜試験「総合型選抜」と「海外教育プログラム選抜」の「総合問題1」で出題ミスがあったと公表。数式の前提条件が抜け、正答を導くことが困難な問題があった。採点の段階で大学側がミスに気付いた。大学は、当該の設問について受験者全員を正解として扱い、可否に影響はない。

<情報セキュリティ>

10. 2 ○大学は、研究室で所有している数値計算等を行うために運用しているサーバに不正アクセスがあり、外部への攻撃の踏み台になっていたと発表。9月5日に、当該サーバのIPアドレスからの不正な通信について外部機関から通報があり、判明した。当該サーバには機密情報や個人情報保存されていない。大学では当該サーバの運用にあたり、リモート接続に使用していたSSHサーバが不正にアクセスされたもので、詳細について調査を進めている。
10. 23 ○大学学園祭事務局は、キャンパスで開催する学園祭の出展管理などを行う学生用ポータルサイトが不正アクセスを受け、6月以降のデータが削除されたと発表。個人情報を含むデータ流出の可能性は「完全に否定できない」が、データのバックアップは完全な状態で保存されている。不正アクセスの影響で、一部機能が利用できない状態が続いており、学生ポータルサイトで行う予定だった企画出展の手続きの一部をGoogle formに代替させた。

<ハラスメント>

10. 4 ○大学の女性准教授が教授らにハラスメント行為を受けたとして、大学に約4000万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で高裁は、原告の訴えを棄却した1審・地裁の判決を変更し、一部の行為をハラスメントと認め、大学に110万円の支払いを命じた。女性が大学に助教として採用された当時の大学規則では任期を定めることができなかったが、採用面接を担当した教授らが、それを認識しながら5年の任期付きの契約を締結。その後、女性は任期が定められないことに気づいて雇用継続されたが、高裁は「地位が不安定な状況に置かれた」と指摘した。また、女性の執務室に、災害時の被害状況をモニタリングするためのカメラを設置したが、女性にそのことを説明せず、大学以外の第三者も閲覧できる状況になっていたとし「プライバシーを不当に侵害する」と認定した。
10. 8 ○大学の准教授が2021年から2022年にかけて、学生に対しラインで「寂しいよ、デートしよう」とか「大好きです」といったメッセージを送りつけるなどの行為を繰り返したとして、大学が設置した調査委員会にセクシャルハラスメントと認定された。また、准教授が担当するゼミを履修していた学生に対して「1人でも課題を完成できなかったら単位を全員取得させない」とゼミを始めた当初の説明と異なる内容のメッセージをラインで送ったなどとして、アカデミックハラスメントにも認定された。今年に入って相談を受けた大学側が複数の学生から聞き取りをするなどした結果、こうした行為が発覚した。大学は、すでに准教授のゼミの新たな学生の募集を停止したほか、処分の検討も進めている。
10. 23 ○大学は、教授が複数の学生に対して学生の人格を貶める教員として不適切な発言をしたり、自身の研究室で一部の学生が十分に指導を受けられない状況を生じさせたとして戒告の懲戒処分。教授に関するハラスメントの申立があり、今回事案が発覚。その後、学内のハラスメント防止対策委員会が聞き取り調査を行い、事実を確認した。教授がハラスメントの認定を受けるのは今回が2回目、前回は学生に対して不適切な発言を繰り返し、学生に不平等な状態を招いたとして処分を受けている。
10. 30 ○大学は、大学院の教授が指導する学生に対し、セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメントによる人権侵害と認められる行為をしたとして諭旨解雇処分にしたと発表。今年4月、大学の人権侵害相談員に学生1人から4件の行為について相談が寄せられた。大学が教授に事実確認をしたところ、複数の行為について認めたという。

<学生・教職員の不祥事>

10. 3 ○大学附属病院は、複数の友人と市内の飲食店で酒を飲んだ後、家に帰るために車を運転し、飲酒運転で検挙され、簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた看護師を停職3カ月の懲戒処分。
10. 4 ○大学の教授が自身の研究室が開く公開講座を巡り、昨秋以降、都内のコンサルティング会社役員から少なくとも3人について非常勤講師の学内推薦を依頼され、自身の研究支援名目で300万円の寄付を受けていた疑いのあることがわかった。大学では、学内推薦の見返りの寄付だった可能性があるとみて、教授から事情を聞くなど調査を実施し、警察当局にも相談している。教授は大学に辞職を申し出たとみられる。



10. 4 ○大学の学生が学校施設の女子トイレに侵入したとして建造物侵入の疑いで現行犯逮捕。校内を巡回中の警備員が女子トイレの個室にいた学生を取り押さえた。
10. 7 ○大学の学生が、7月、偽造された学生証を駅で提示し通学定期券をだまし取ろうとした疑いで逮捕。提示された学生証には実在しない大学の名前が記載されていて、その場で気付いた駅長が警察に相談し、購入申込書に書かれていた本名から学生が浮上した。
10. 8 ○大学の教授が自宅マンションの玄関前で、知人女性の頭部を数回殴るなどしてケガを負わせたとして傷害の疑いで逮捕。
10. 8 ○大学の学生が6月、同居していたビジネスパートナーの女性を突き飛ばして左太ももを複数回蹴るなどの暴行を加え、ケガをさせたとして傷害の疑いで逮捕。2人は地区のPRをSNSなどで行う仕事のメンバーで、学生の自宅で同居しており、学生は他の男と仕事をしようとした女性に嫉妬して暴行に及んだとみられている。
10. 10 ○大学の学生が7月、SNSで知り合った18歳未満の女性に対し、淫らな性行為をしたとして県青少年健全育成条例違反の疑いで逮捕。女性が数日間自宅に戻らなかったため、警察に女性の家族から行方不明届が提出。女性は行方不明届が受理されてからすぐに帰宅したが、その後の事情聴取で事件が明らかになった。
10. 15 ○大学の学生が路上で、帰宅中の女子中学生の後ろから声をかけて体を触ったとして不同意わいせつの疑いで逮捕。女子中学生は母親を通じて110番し、防犯カメラのリレー捜査などで学生が浮上した。
10. 16 元○大学教授が大学に務めていた7月、建物内で女性にわいせつな行為をしたとして不同意わいせつの疑いで逮捕。元教授は、セクハラ行為があったとして、10月10日付で大学から懲戒解雇処分を受けていた。
10. 16 ○大学の職員が走行中の電車の中で、女子高校生の尻を触ったとして県迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕。女子高校生から相談を受けていた警察が電車内で警戒していたところ、犯行を確認し現行犯逮捕。
10. 18 ○大学の学生がコーポに住む大学生の男性方に侵入し、男性と交際している大学生の女性の下着2枚(計4千円相当)を盗んだとして窃盗と住居侵入の疑いで逮捕。
10. 18 ○大学の学生が10月17日夕方、軽乗用車を運転して交差点でオートバイに衝突し、オートバイに乗っていた男性にケガをさせたうえ、その場から逃走したとしてひき逃げなどの疑いで逮捕。事故を目撃した通行人が警察に通報し、学生はその日の夜になって警察に出頭した。
10. 21 ○大学の学生とアルバイトの男がそれぞれ紙巻き大麻1本を所持したとして大麻取締法違反の疑いで現行犯逮捕。後部座席の窓が開いたままになっている軽乗用車をパトロール中の警察官が見つけ、防犯指導を目的に声をかけると動揺したため、所持品検査を実施。すると学生のリュックサックから、アルバイトの男のズボンのポケットから紙巻き大麻1本がそれぞれ見つかった。
10. 21 ○大学の職員が通勤途中の電車の車内や降りた後の駅構内のエスカレーターなどで、女子高校生の尻を3日連続で触ったとして不同意わいせつの疑いで逮捕。事件は、女子高校生が鉄道警察隊の相談窓口で電話したことで発覚した。
10. 22 ○大学は、准教授がコピー(文章の切り貼り)チェックのツールを使ったレポートチェックを指導学生に行わせていたなどとして出勤停止1カ月の懲戒処分。2023年11月、准教授のみがアクセスできるコピーチェックツールのIDとパスワードを指導学生に教え、学生から提出されるレポートチェックに使わせていた。さらに学生のレポートの管理を、補助業務を行う「ティーチングアシスタント」に行わせていた。大学が3月に情報を把握し、職員就業規則に違反するとして処分を決めた。
10. 23 ○大学附属病院の看護師が9月に入院患者のクレジットカードを病院内で拾ったにも関わらず届けることなく約45万円分を不正に使用したとして懲戒解雇。一部の購入品は転売していた。また、別の看護師が2023年11月、千件以上のカルテを不正に閲覧して親族のカルテ情報を身内に漏らしたとして停職4カ月の懲戒処分。
10. 24 ○大学の准教授が駐車場から国道に出ようとしたところ、右から来たバイクと衝突。バイクに乗っていた男性に両足の骨折など全治3カ月のケガをさせたにもかかわらず、そのまま逃走したとして無免許過失運転致傷およびひき逃げの疑いで逮捕。
10. 25 ○大学の学生が酒を飲んで原付バイクを運転したとして酒気帯び運転の現行犯で逮捕。巡回中のパトカーが交差点を赤信号で通過するバイクを発見し、停止を求めた。運転していた学生から酒のにおいがしたこと、呼吸を調べたところ基準値の4倍を超えるアルコールが検出されたため現行犯逮捕。
10. 29 ○大学の女子学生2人を含む男女4人が10月25日深夜から26日早朝の間、男子大学生を殴る、蹴るなど暴行を加え死亡させたとして傷害や傷害致死の疑いで逮捕。逮捕された女子大学生のうちの1人は、死亡した男子大学生と交際していた。
10. 31 30日の未明、住宅に複数の男が押し入った事件で、○大学の学生を強盗未遂と住居侵入の疑いで逮捕。アルバイトに応募したとみられ、警視庁は他にも関与した人物がいるとみて行方を追っている。首都圏で相次いでいる一連の強盗事件との関連も調べている。

<不正行為>

10. 11 ○大学は、論文を捏造したとして2023年4月に懲戒解雇した元教授が受給した研究費など合わせて2145万円について、不正受給にあたり認定し、研究費を支給したAMEDに報告したと発表。元教授は、2019年に発表した「がんの抑制」に関する論文の中で、同じ実験画像を使いまわすなど113カ所の捏造や改ざんをしていた。この論文は、元教授がAMEDに申請して採択された研究計画提案書と関連があったことから、大学に対して調査の依頼があった。



海外三二情報

※ WEB 上の海外ニュースから海外の大学の動向をピックアップ

<米:トランプ氏の大統領再選についての大学関係者の反応>

トランプ氏の大統領選挙圧勝の結果について、大学関係者には懸念が広がっています。特に移民政策について、同氏は選挙公約で不法移民に対する「史上最大の強制送還」を掲げていますが、アメリカの大学には滞在許可文書を持たない学生が約 40 万人おり、その 1/3 は若年期に入国した不法移民の若者に対する強制退去処分猶予(DACA、2012 年にオバマ大統領が導入)による滞在者だとされています。同氏は DACA 自体について反対の立場であり、学生が強制送還の対象になることやこうした学生に対する支援が少なくなることが危惧されています。

このほか、民主党政権が実施している学生ローンの債務免除施策の停止や学生ローンの連邦政府主体から民間主体への転換、共和党知事の下に州レベルで進められている大学の DEI(多様・公平・包摂)の組織や活動の禁止の拡大、さらには連邦教育省の廃止と高等教育政策の州への移管など、様々な可能性が心配されています。

トランプ氏が指名した副大統領候補のヴァンス氏が「大学教授は敵 enemy だ」と公言して、大学に対する不信任に基づく攻撃的な発言を繰り返してきた人物であることも、大学関係者の不安を高めているようです。

<https://www.insidehighered.com/news/government/politics-elections/2024/11/06/what-trumps-victory-means-higher-ed>

<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20241108140517969>

<https://www.timeshighereducation.com/news/trump-presidency-axes-grind-spells-danger-us-sector>

<英:授業料上限額引上げにもかかわらず大学財政はさらに悪化するとの見通し>

イギリス教育省は 11/4 に、イングランドの大学の授業料上限額を、最近のインフレを反映して 2025 年から 8 年ぶりに 3.1%引き上げ 9,535 ポンドとすることを発表しました。労働党はかつて授業料自体の廃止を公約としていたので大きな政策変更となります。英国大学協会 UUK は、長年の授業料凍結により実質的価値は約 1/3 減少するに至っており持続可能ではないとして引き上げを歓迎しています。

しかし、学生庁 OfS は 11/15 に、来年は授業料収入の増加を考慮しても留学生を含め十分な数の学生確保が困難なこともあり、72%の大学が赤字に陥るとの見通しを公表しました。OfS の Behan 会長は、大学に対して教育コースの廃止や大学の合併を含む大胆な変革を求めるとともに、授業料に見合った教育や学生支援の内容の透明性確保を強調しています。今後、さらなる授業料引き上げの必要性が議論される中で、大学の経費の削減努力やかかねてから高すぎると批判のある学長の給与なども議論の対象となりそうです。

<https://www.theguardian.com/education/2024/nov/04/university-fees-in-england-to-rise-next-autumn-for-first-time-in-eight-years>

<https://www.timeshighereducation.com/news/three-quarters-providers-heading-deficit-despite-fee-rise>

<https://www.bbc.com/news/articles/c14lv7e61d3o>

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。(無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <https://www.janu-s.co.jp/>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。
⇒ info@janu-s.co.jp

バックナンバー

- 24. 10月 財産系保険の補償対象財産
- 24. 9月 事故防止のためのお役立ち情報
- 24. 8月 火災防止チェックリスト
- 24. 7月 夏の事故と保険
- 24. 6月 サイバー攻撃対応報告書から学ぶ
- 24. 5月 大学事故に関する判例紹介
—(2) フィールドワーク中の事故に関する判例—
- 24. 4月 大学へのサイバー攻撃
※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス

協力 三井住友海上火災保険株式会社

東京都千代田区神田神保町一丁目 4 1 番地